

平成19年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成19年3月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成19年3月5日 9時34分			議長	坂口久信
	散会	平成19年3月5日 11時49分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席16名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	川下武則	出	9番	竹下武幸	出
	2番	見陣泰幸	出	10番	田口靖	出
	3番	浜崎敏彦	出	11番	岩島好	出
	4番	坂口久信	出	12番	山口光章	出
	5番	久保繁幸	出	13番	下平力人	出
	6番	吉田俊章	出	14番	木下繁義	出
	7番	恵崎良司	出	15番	田崎誓	出
	8番	末次利男	出	16番	中溝忠喜	出
会議録署名議員	5番	久保繁幸	6番	吉田俊章	7番	恵崎良司
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本太		(書記) 大岡寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島正昭	税務課長	桑原達彦		
	助役	木下慶猛	農林水産課長	高田由夫		
	収入役	矢壁稔	建設課長兼土地改良課長	永渕孝幸		
	教育長	陣内碩泰	収入役室長	坂本豊		
	総務課長	岡靖則	支所長	新宮義晃		
	企画商工課長	佐藤慎一	農業委員会事務局長	中島末博		
	財政課長	大串君義	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬勝芳		
	町民福祉課長	新宮善一郎	公民館長	寺田恵子		
健康増進課長	江口司	太良病院事務長	每原哲也			
環境水道課長	土井秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成19年3月5日（月）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議席の一部変更について
- 日程第5 常任委員の選任について
- 日程第6 議案一括上程
 - 町長提案 議案第1号～議案第35号
 - 町長の施政方針及び提案理由の説明

午前9時34分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成19年太良町議会3月定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

町長の3月定例会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、全議員御出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、平成19年度当初予算を審議する最も重要な議会でありまして、提出された議案は、平成19年度予算案及び平成18年度補正予算案のほか、自治法改正に伴う関係条例の一部改正や佐賀県西部広域環境組合の設立など、その内容も多種多様にわたっております。

国、地方ともに厳しい財政状況のもと、太良町の未来を展望するとき、行財政改革のさらなる推進が大きな課題であり、加えて、時代の要請に即応した地域の振興、環境、教育、高齢者等福祉の諸問題に適切にこたえるという観点から、どのような施策を拡充していくのか、特に近年、極めて不振な農林水産、商工、観光業の打開策と将来展望を含めて、計画的な施策の実施に取り組むべきだと思えます。

特に、行政の進展は、議会と執行部が提案と審議、そして、議決と執行の権限を分かち合い、その機能を十分に発揮することにあると思えます。

施政方針並びに議案の内容につきましては、後ほど町長から説明されますが、議会といたしましては、1万1,000町民の福祉増進の見地から、十分な検討を加え、町民の要望にこたえるべく諸施策を町政運営に力強く反映するように努力したいと存じます。したがって、会期も相当の日数を予定しております。

何とぞ、議員各位の厳正な御審議によりまして、一層の行政効果が発揮されますよう、また、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願をいたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。
ただいまから平成19年第1回太良町議会定例会第1回を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1．会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として5番久保君、6番吉田君、7番恵崎君、以上の3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2．会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期案につきましては、去る3月1日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から3月19日までの15日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり本日から3月19日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程第3．諸般の報告について。

まず、議長より報告をいたします。

坂口祐樹君の議員辞職に伴う補欠選挙により、川下武則君が2月18日付で議員に当選されましたので、御報告を申し上げます。

次に、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第35条第6項の規定に基づき、お手元に国民保護計画書が提出されておりますので、後ほどごらんください。

次に、去る2月22日、佐賀県町村議会議長会定期総会において、全国町村議会議長会長並びに佐賀県町村議会議長会長より、それぞれ自治功労者の表彰がありましたので、後ほど伝達をいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 議席の一部変更について

○議長（坂口久信君）

日程第4．議席の一部変更について。

今回、新たに当選された川下武則君の議席の指定に関し、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

川下武則君の議席を1番に、見陣泰幸君の議席を2番に変更します。変更した議席はただいま着席のとおりです。

日程第5 常任委員の選任について

○議長（坂口久信君）

日程第5．常任委員の選任について。

お諮りします。今回新たに当選された川下武則君の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務常任委員会に指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、川下武則君を総務常任委員に選任することに決定いたしました。

日程第6 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案の上程。

町長提案の、議案第1号から議案第35号までを一括上程いたします。

町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。本日、ここに平成19年第1回定例議会を招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、まことに御同慶に存じますと同時に、町政発展のため、日ごろより御尽力いただいておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

今議会におきましては、議案第1号から議案第35号までを提案いたしております。

施政方針との関係から、議案第28号 平成19年度太良町一般会計予算（案）から議案第35号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計予算（案）について説明いたし、その後に議案第1号から順次説明いたしますので、前もって御理解をお願いいたします。

施政方針について申し上げる前に、この場をおかりして一言申し述べさせていただきたいと思っております。

去る1月1日急逝されました百武豊前町長のこれまでの多大な功績に対し、厚く敬意を表したいと思います。また、任期半ばにして急逝され、やり残された多くの継続事業につきましては、私は今後ともその遺志を受け継ぎ、町政運営を行ってまいるのでございます。

百武豊前町長の見識の高さと行動力は、これからの私のよき手本になるものと確信いたし

ております。今日、この壇上に立って改めて町長という職責を考えたとき、その責任の重さに気の引き締まる思いがいたしております。

町民の皆様の負託にこたえ、よりよい太良町のまちづくりのために全身全霊を傾注してまいっている所存でありますので、何とぞ多大な御支援と御鞭撻をお願いいたします。

なお、今回は就任間もない新年度予算の提案でございますので、私が公約としておりました諸施策につきましては、今後の補正予算などで財源等を十分考慮しながら、私の考えを反映させていきたいと考えております。あらかじめ御理解をお願いいたします。

それでは、平成19年度の町政運営につきまして所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

国におきましては、平成12年度の地方分権一括法の施行以来、「地方にできることは地方に」との方針のもと、地方分権を推進するため三位一体の改革が取り組まれ、補助金改革や国から地方への税源移譲、そして地方交付税の見直しなどが行われてきました。地方財政計画でも三位一体改革の税源移譲につきましては、今年度の大きな改正点の一つとなっております。

また、地方交付税を初めとする一般財源につきましては、総額で平成18年度をわずかに上回る形で財源が確保されていますが、都市部と地方の税収には大きな格差があり、制度的に税財源の偏在が存在しております。今後、どのような形で調整が図られるのか、推移を見守る必要があると考えております。

地方交付税改革では、人口と面積で配分する、いわゆる新型交付税の導入が予定されており、人口の少ない地方にとって、一般財源の確保がさらに厳しくなる可能性も残されております。国と地方の行財政制度の大きな変革の中、太良町の平成19年度当初予算では、第3次太良町総合計画、平成17年度策定の行財政改革プランや中期財政計画をベースに、平成20年度以降につながる改革予算であることを念頭に予算編成を行ったところであります。

平成19年度の予算編成に当たっては、投資的事業や一般行政経費の事業の重点化、効率化など、さらなる見直しを行い、昨年度に引き続き行財政改革プランに沿った形での予算編成を行ったところでありますが、さらに歳出を見直し、町税などの住民負担を極力抑えるよう努力いたしております。

県営広域農道整備事業、広域漁港整備事業、大浦中学校の体育館増改築事業などの大型事業や公債費の増加により不足する財源につきましては、基金の取り崩しや一般公共事業債などの起債により財源を充当いたしております。

今後、地方を取り巻く環境は厳しさを増し、地方自治体が主体的に、かつ自立して生き残っていくために行政と議会、住民が一丸となって行財政改革に取り組んでいく必要があると考えております。財源がない場合には知恵を絞りと、創造力を働かせ、安心して暮らせる住みよいまちづくりをともに考えていくことが、今この太良町に必要とされております。

以上、申し述べましたように、財政的に厳しい中での予算編成でございますが、今後の発展的な事業展開が見込まれるものや喫緊の課題につきましては、十分配慮した予算といたしております。

融和と明るいまちづくりを実践するために、人の輪と知恵、力を出し合い、豊さと安心を実感できるふるさとづくりに取り組んでいく覚悟でございますが、私の足らざるところは議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を仰ぎながら行財政改革を進め、自立したまちづくりを行っていきたくと考えておりますので、重ねて御協力をお願い申し上げます。

さて、我が町の財政状況を見てみますと、財政構造の弾力性を示す、いわゆる経常収支比率は、平成17年度決算で92.4%、公債費比率も12.2%と年々増加の傾向にあります。経常収支比率につきましては、県平均を上回り、財政の弾力性、柔軟性は急速に失われつつあります。これは歳入における一般財源、特に地方交付税の落ち込みによる影響と歳出で老人や障害者等に係る扶助費の増加やしおさい館、小・中学校、公民館などの建物に係る運営費や維持補修費の増加、国や県からの事務事業の移譲などが経常収支比率悪化の主な要因となっております。今後とも指定管理者制度を含む公共施設の運営方法やイベント事業を初めとするソフト事業についても、さらに踏み込んだ形で議論を行い、経費削減を行っていく必要があるものと考えております。

さて、町政運営につきましては、平成14年度スタートしました第3次太良町総合計画は、期間の半分が過ぎ、平成19年度からは計画の後半となっております。この総合計画では、太良町の明るい将来を目指したまちづくりの実現に向け、六つの基本的な施策の柱を掲げ、取り組んでおります。

まず、1番目の「賑わい・たらー活気あふれる産業のまち」、2番目の「安心・たらー健やかな福祉のまち」、3番目に「潤い・たらー快適な生活環境のまち」、4番目の「広がり・たらー活発な交流のまち」、5番目に「きらめき・たらー学び楽しむ文化のまち」、最後に「創造・たらー共に創るまち」、これら六つの施策であります。

自然との共生に向けたまちづくり、交流を通じ、自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かした産業の展開、多様化した住民ニーズに対するサービスの提供のあり方等、町民と役場が一体となり、よりよい町を創造していくことを基本とし、その実現に向け、「太良町に住んでよかった」と言われるよう融和と明るいまちづくりを信条として町政に取り組んでまいります。

それでは、平成19年度の重点分野について、総合計画の六つの基本的な施策の柱に沿って申し上げます。

最初に、町政運営の指針の第1の柱であります「賑わい・たらー活気あふれる産業のまち」について申し上げます。

産業の活性化は、住民生活に対して活気を与え、にぎわいをもたらす非常に重要な政策の

一つであります。太良町の課題である少子・高齢化や若者の定住化を図る上では、緊急にかつ思い切った取り組みや対策が望まれております。我が町の基幹産業は農林水産業ですが、後継者不足や高齢化問題、遊休農地の拡大、担い手の育成やノリ養殖への不安、海産物・林産物の不振など、農林水産業にとって大変厳しい状況が続いております。

三位一体の改革により、財政が逼迫する中、今後さらに国、県との密接な連携を図りながら各種施策の実現に最大限の努力をしております。

まず、農業につきましては、自由貿易協定に向けた農業交渉による関税撤廃など、新たな農業危機が押し寄せています。また、消費者の食料品に対する安全性への不安は、一部のメーカーによる原料の不正使用問題等でますます過敏な状態が続いております。町の基幹産業であるミカンにつきましては、いま一度適地適作に基づいた樹園地の整理、低コストで収益性の高い露地野菜の導入など、高齢化と環境に配慮した新たな農業の取り組みを推進してまいります。

畜産につきましては、今や太良町の農業粗生産額の約半分を担う重要な産業でありますので、畜産環境と経営面でのサポート体制の充実による、なお一層の振興を図ってまいります。

林業におきましては、森林の持つ多様な機能、水源涵養機能等の水土保持林、保健文化機能等の森林と人との共生林、木材等生産機能等の資源の循環利用林の活用のため、計画的な整備を推進し、森林の保護及び多良岳優良材の生産を進めてまいります。

また、学校の児童に対しましては、植林体験を通じた森林との触れ合いにより、野外教育や環境教育の場を設けていきます。

漁業におきましては、平成15年度以来3期ぶりにタイラギ漁が操業され、小規模ながら町の漁業とりましては、久々の明るいニュースでありました。また、竹崎カキは平成13年度から試験養殖が行われてきましたが、近年では、食味のよさと一般のカキの2倍の身入りが評判のブランドカキへと育ってきています。養殖いかだの助成等により、有望品目である竹崎カキの生産量確保に今後とも努めてまいります。

また、販売面に関しましては、カキ焼き用だけではなく、生食用の竹崎カキの販売を視野に滅菌機の導入も計画いたしております。太良町の農林水産業の総合的な振興を図るため、行政、生産者団体等が連携し、消費者が求める安心・安全な農作物等の生産に努め、魅力ある太良町の構築へ邁進します。

次に、商業や観光の振興について申し上げます。

商業の振興につきましては、消費者ニーズの多様化、個性化、高度化などが伸展する中、農林水産業や観光産業と連携した太良町の個性や魅力を持った商店形成、飲食店の整備が必要だと考えております。また、既存企業の経営支援のために中小企業資金融資に対する保証料の補給を今後も引き続き行ってまいります。

観光面におきましては、自然と食に恵まれた太良町のよさを最大限にアピールするため、

積極的に情報を発信し、多良岳と有明海にはぐくまれたミカン、イチゴ、牛、豚、ブロイラー、さらには竹崎カニ、竹崎カキなどの山海の食の魅力を、地域産業を生かした体験型観光と結びつけながら、観光客の方がリピーターとして来てくださるよう魅力のある観光振興策を図ってまいります。

また、伊福埋立地については、JR長崎本線の経営分離に伴う地域振興策により、道の駅整備事業として継続した整備を行うことにより、交流人口の増大と地域経済の活性化、さらには雇用の創出を図ることができるものと大いに期待をいたしております。

第2の柱であります「安心・たらー健やかな福祉のまち」について申し上げます。

太良町におきましては、年々高齢化が増加しております。既に28%を超えており、住民4人に1人が高齢者となっております。安心を提供するまちづくりのかなめとして、現在、しおさい館を運営しておりますが、地域福祉の拠点としての事業を積極的に展開し、町民の健康管理の拠点としても重要な役割を担っており、高齢者のみならず全町民が気軽に利用できるよう管理運営については、平成19年度から太良町社会福祉協議会を指定管理者として指定管理者制度を導入し、さらなるサービスの向上を図ってまいります。

保健事業としましては、これまで医療機関と一体化した保健サービスの提供を心がけ、病気の早期発見治療を目指し、健康診査の受診率向上に努めてまいりましたが、さらにその力点を発病そのものを予防する一次予防におき、内臓肥満症候群、いわゆるメタボリックシンドロームなどに対し、生活習慣改善など個別の保健事業を行い、栄養教室、手づくり加工食品講習会などの食育推進や健康運動指導などを通じ、町民の健康増進を図ってまいります。

また、行財政改革プランに沿った分担金、負担金の見直しにより、成人の各種検診事業につきましては、これまで無料で実施してまいりましたが、平成18年度から1割から2割程度の自己負担をお願いし、今後も検診事業の継続を図ってまいります。

福祉の充実につきましては、福祉に対する住民ニーズが多岐多様となっており、太良町地域福祉計画に基づいて住民の意向を十分把握し、福祉全般にわたるきめ細かなサービスを行ってまいります。また、社会福祉協議会、福祉協力員、各種福祉団体と連携し、住民参加型の福祉を目標に事業の展開を図ってまいります。

高齢者福祉では、介護保険サービスや地域包括支援センターにおける介護予防、生活支援サービスなどの事業を、児童福祉では、延長保育や一時保育などの保育サービス、少子化対策や子育て支援の一環としては、乳幼児の医療費助成対象年齢の就学前までの引き上げ、町立太良病院小児科医師の2人体制による夜間診療や緊急時の医療の充実を図り、安心して子供を育てる環境づくりを行ってまいります。

障害福祉計画に基づく障害者（児）支援サービスや母子福祉等の福祉事業など、多岐にわたるきめ細かな配慮をいたします。生まれてから生涯をとじるまで、住みなれた地域でいつまでも健康で自立した生活が送れるよう、町民の皆様がともに育て合い、支え合える地域づ

くり、住みよい地域社会づくりに努めます。

次に、第3の柱であります「潤い・たらー快適な生活環境のまち」について申し上げます。

太良町には、いまだに豊かな自然が数多く残されており、海あり山ありの景観的に大変恵まれたところでもあります。その豊かな自然を後世に残すことは全町民の願いであり、また、責務でもあります。地球温暖化等による生態系の変化や自然災害などの形で、太良町にも影響が及んでいると考えておりますが、貴重な自然の残る我が太良町において、かけがえのない自然という財産を守っていくことは、私たち全町民にとって最も重要なことでもあります。

こういう観点からも、有明海再生に向けた具体的な取り組みを実行し、国、県、ほかの市町村とも連携し、重要な施策の一つとして環境保全に取り組んでまいります。また、河川や海の水質保全と快適環境の確保に向け、EM活性液による家庭雑排水等の水質浄化を推進してまいります。

下水道の整備につきましては、さらに厳しくなると思われる財政状況の中で、今後、どのような方法であれば取り組んでいけるのか、合併浄化槽の導入を含め、研究してまいります。

ごみの原料化と再資源化につきましては、リサイクルセンターを拠点とした環境に優しい循環型の地域社会を目標に、各家庭でのコンポスト等による生ごみの堆肥化や減量化、ペットボトル等の資源ごみのリサイクルを推進してまいります。

生活安全の確保といたしましては、自然災害、人為的災害を問わず、住民の生命、財産を守り、日々安心した暮らしを確保することはまちづくりの基本であります。災害に対する備えは常日ごろから大切であり、災害情報の発信機能の確立、住民参加による自主防災組織の育成等、防災意識の高揚、防災体制づくりを推進してまいります。

また、火災等につきましては、杵藤広域消防本部と連携のもと、消防団組織の充実強化、消防車両の更新や防火水槽などの施設整備の拡充に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、交通弱者と言われる幼児、児童や高齢者を対象とした交通安全教室の開催や街頭指導の強化を図り、警察などの関係機関と連携し、交通事故防止に努めてまいります。また、カーブミラーやガードレールなど、交通環境の変化に対応した交通安全施設の整備充実を推進してまいります。

さらに、防犯対策につきましては、子供は地域で守りましょうの合い言葉にさまざまな自主防犯パトロールの支援、防犯協会等による啓発活動の推進を図るとともに、犯罪のない明るいまちづくりのため、地域、警察、行政がそれぞれの役割分担の中で連携して防犯活動を推進し、今後とも安全・安心のまちづくりに努めてまいります。

第4の柱であります「広がり・太良ー活発な交流のまち」について申し上げます。

まず、道路整備については、現在、広域農道が県営事業として平成22年度の全線開通を目標に建設中ではありますが、一部は供用を開始しております。今後、国道と広域農道を結ぶアクセス道路はますます重要になってまいります。住民の利便性向上のため、辺地対策事業や

道整備交付金事業により道路整備を推進してまいります。

その他、部落内や各部落を結ぶ生活道路の整備につきましては、緊急性、経済性などを考慮し、総合的な判断のもと、計画的に推進してまいります。

また、住民の貴重な足でもある路線バスにつきましては、採算性について検討する必要がありますが、より効率的な運行方法を模索しながら、引き続き運行経費に対する補助を行っていきたいと考えております。

全町民にとって重要な公共交通機関である鉄路の確保につきましては、長期安定的に維持されるよう県と十分な協議を行い、地域住民の福祉向上に資するよう努力してまいります。

また、並行在来線の経営分離同意に伴う地域振興策につきましては、太良町振興策検討会議の中で協議、取りまとめを行い、町の振興を図ってまいります。

地域情報化におきましては、電子自治体の推進策として、地域イントラネット整備が終了しておりますので、それらの利用拡大を図り、町のホームページにつきましても内容をさらに充実させ、情報の積極的な提供に努めてまいります。

さらに、難視聴解消と情報格差是正のためのケーブルテレビ施設整備事業も平成17年度で太良町全域の整備が終了しましたので、さらにケーブルテレビを活用した情報提供に積極的に取り組んでまいります。

第5の柱であります、「きらめき・たらー学び楽しむ文化のまち」について申し上げます。

まず、第1に平成16年度に設置しておりますが、幼保小中高総がかり協議会を中心に、生活習慣100点運動や本の読み聞かせ100点運動をより一層推進し、特色ある、活気あふれる学校づくりに努め、家庭、地域社会と連携して生きる力にあふれる子供の育成を図ります。また、アシスタントティーチャーによる小学校1年生からの英語教育にも取り組み、世界に羽ばたく子供たちの育成に力を注いでまいります。

豊かな人間性の育成を期し、子供の居場所づくりを進め、地域で子供を育てる環境を充実させる取り組みや各種の施策により児童の健全育成に努めてまいります。また、学校安全ボランティアの協力を得て、全町民挙げて子供の安全確保に努めます。

児童・生徒の心の悩みを解決するため、今年度も心の教室相談やスクールアドバイザー等を配置し、児童生徒の心のケアを図ってまいります。

生涯学習におきましては、町民の皆様の要望に沿ったカリキュラムを編成し、成人学級や各種教育講座などを開催してまいります。また、文化振興では、すぐれた芸術や文化に触れる機会をつくり、活動を支援し、地域に連綿として継承されている民俗芸能等の保存や活用、あるいはそれを継承する環境整備や歴史民俗資料の調査についても取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、太良町体育協会と連携を図りながら、町民皆スポーツを目指し、親しみやすいニュースポーツの教室や大会等を開催するとともに、指導者の育成、各スポーツ団体の育成などにより生涯スポーツの振興に努めてまいります。

さらに、平成19年度全国高等学校総合体育大会男子ソフトボール競技の開催まであと4カ月と迫り、開催に向けて着々と準備を進めているところでありますが、主役である高校生はもとより、町民の皆さんにとっても思い出に残る大会となるよう、広く町民の皆様の御理解と御協力を得ながら本大会の成功に向け、鋭意努力してまいります。

次に、第6の柱であります「創造・たらー共に創るまち」について申し上げます。

我が町では、各種計画の立案から事業実施に至るまで、町民の皆様からの御意見を取り入れながら各種事業に反映させているところでありますが、町報たらやホームページなどによる行政側からの情報提供だけではなく、インターネットなどを活用し、相互に情報交換を行うなど、行政と住民が一体となった協働によるまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

また、男女共同参画によるまちづくりを積極的に推進し、各種委員会や協議会などに女性委員の登用を働きかけてまいります。

役場の窓口業務についてですが、旅券発給事務が権限委譲により県から町に移譲されることになっており、太良町ではことしの7月から実施することにいたしております。町民の皆様には旅券の申請や受け取りが役場でできるようになりますので、大変便利になるものと考えております。

さらに、窓口業務の時間延長については、利用する方々の立場に立った視点で検討してまいります。

行財政改革についてであります。基本的に町独自で調達できる財源、いわゆる自主財源については、他市町村と比較し、非常に厳しいものがあり、限られた財源しかございません。その限られた財源をいかに有効に活用できるかは、すべてに町執行部、議会並びに町民皆様の知恵の出どころにかかっていると思います。これからは正念場という気持ちで、常に危機感を持って町政に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、平成19年度の町政運営についての所信と重点項目について、それぞれ申し上げましたが、このほかにも各般にわたって事業の遂行に要するハード、ソフト両事業面の費用や各種団体に対する事業の運営や育成等の補助、あるいはそのほか事務事業に要する経費についても財政措置をいたしております。

次に、特別会計について申し上げます

老人保健特別会計については、近年の急速な高齢化の進行の中で老人医療費は増大し続けており、医療費全体に占める割合は年々上昇する傾向にあります。町財政におきましても、医療費の増大による負担増に加え、従来の公費負担割合を平成15年度から19年度までの5年間で3割から5割に引き上げられるなど、厳しい状況になっております。

平成20年4月から創設される後期高齢者医療制度への移行に伴う経費の負担増などを含め、老人医療費を適正化するため、医療機関への適正な受診指導や保健予防の意識の教育、また、

各種相談事業など保健行政の推進を図ってまいります。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

国民健康保険につきましては、三位一体改革に伴い、国庫負担と保険料負担を均等にするという基本理論は維持しつつ、市町村国保財政の安定化における都道府県の役割、権限の強化を図るため、平成17年度から都道府県財政調整交付金が導入され、市町村国保の健全運営にとりましても心強い制度ではないかと考えております。

被保険者につきましては、全国的に急速に進む少子・高齢化は当町も例外ではなく、70歳以上の加入割合が増加する一方で、中高齢者を多く抱える国民健康保険は医療費の増高が著しく、さらには長引く経済不況による被保険者の負担能力の低下等課題は多く、将来にわたって確固とした国保事業運営を行えるよう、平成16年度には税率を改正し、給付と負担の公平を目指してまいりましたが、平成19年度に国民健康保険給付費基金を40,000千円を取り崩しますと、基金残高は60,000千円となり、国民健康保険税の税率改正を考える必要があります。

また、平成20年度から各医療機関に義務づけられる健診保健事業の実施に向け、今後も人間ドック検診事業を初めとする各種保健事業など予防行政を積極的に推進し、医療費適正化対策を図り、国保事業の健全な運営に努めてまいります。

次に、山林特別会計について申し上げます。

木材価格が依然として低迷している中、山林資源の育成と保護に努めるとともに、多良岳材のブランド化確立のため、施業の統一化による付加価値の高い良質材の生産及びその販売対策に取り組んでまいります。

また、水源の涵養、山地災害の防止など公益的機能の発揮に向けて間伐や枝打ちなどの町有林の適切な管理のための費用、及び昨年台風被害地の植林費用として所要の予算措置を講じております。

次に、町立太良病院事業会計であります。昨年4月にオープンした新病院につきましては、病院事業を初め、通所リハビリテーション事業など、その他の事業もようやく軌道に乗り始めたところであり。施設面では、病院東側、旧病院跡地の駐車場整備がことし2月で完了したことにより、新病院建設計画のすべての事業が終了いたしました。

平成19年度は、全施設が新しく整備された病院として稼働する最初の年となります。経営面では、整形外科医師がことし4月から2名体制となる予定で、長時間の待ち時間が解消されることを期待いたしております。また、これにより医師の法定数も100%充足されることとなります。今後も病院の経営効率化を推し進め、医療の質の充実を図り、地域の皆様から信頼され、愛される病院を目指して健全経営に努力してまいりたいと存じます。

次に、簡易水道特別会計及び水道事業会計について申し上げます。

太良町では、町民の約96%が町営水道を利用できるまでに普及しており、常においしい水、

安全な水を町民の皆様に安定的に供給できるよう心がけております。現在、主な水道施設には集中監視システムを導入しております。これらの機械を十分活用し、漏水等の早期発見に努め、安定的な水の供給と事務事業の効率化を図ってまいります。また、水道料金につきましては、行財政改革の一環として平成18年度から料金を改定させていただきましたが、それでも県下で一番安い料金を維持いたしております。良質で安全な水を安定して供給するため、今後とも施設整備計画や維持管理などに十分努めてまいります。

次に、漁業集落排水特別会計について申し上げます。

竹崎地区漁業集落排水事業につきましては、平成13年3月に供用を開始し、接続率は現在86%となっております。今後とも加入率の向上に努め、健全経営に努力してまいります。

以上、申し上げました方針により編成いたしました平成19年度一般会計当初予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ4,687,000千円、前年度と比較して272,000千円の増額、6.2%増となっております。これはさきにも申し上げましたが、大浦中学校の体育館増改築事業費の増加が大きく影響いたしております。

一般会計と山林特別会計35,000千円を合わせた普通会計では4,722,000千円、前年度と比較して281,000千円の増額、6.3%増となっております。

また、老人保健、国民健康保険、簡易水道、漁業集落排水、町立太良病院事業及び水道事業の各特別会計のトータルは、4,508,165千円、前年度と比較して172,051千円の増額、4%増となります。

なお、一般会計ほか全会計の歳入歳出の総額は9,230,165千円で、前年度と比較して453,051千円の増額、5.2%増となっております。

以上をもちまして、平成19年度の施政方針については終わりますが、平成19年度の一般会計予算（案）の内容説明については、主要事業一覧表をお手元にお配りしておりますので、これをもとに財政課長に説明をさせ、特別会計予算（案）につきましても、それぞれの担当課長に説明をさせますので、よろしく申し上げます。

また、各課長が説明した後に議案第1号から議案第27号までの提案理由を説明いたしますので、あらかじめ御了承のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

以上で町長の施政方針が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

次に、平成19年度当初予算案の概要説明を求めます。

○財政課長（大串君義君）

それでは、ただいまの町長の説明に引き続きまして、議案第28号 平成19年度太良町一般会計予算（案）について御説明いたします。

まず初めに、皆様のお手元に配付しております平成19年度当初予算資料の予算資料1により各会計の予算額について御説明をいたし、次に予算資料2の主要事業一覧表により事業の概要を御説明いたします。

それでは、平成19年度当初予算資料1の1ページをごらんください。表紙の右上に予算資料1と書いてございます。

まず、一般会計ですが、4,687,000千円、前年度に対し6.2%の増でございます。山林特別会計は35,000千円、前年度に対し34.6%の増でございます。

2ページをごらんください。老人保健特別会計は1,580,000千円、前年度に対し17%の増でございます。国民健康保険特別会計は1,775,000千円、前年度に対し14.3%の増でございます。町立太良病院事業会計は952,405千円、前年度に対し22.7%の減でございます。簡易水道特別会計は78,600千円、前年度に対し6.4%の減でございます。水道事業会計は69,660千円、前年度に対し1.3%の増でございます。漁業集落排水特別会計は52,500千円、前年度に対し10.3%の増でございます。

続きまして、予算資料2をごらんください。平成19年度の主要事業について御説明申し上げます。

本来ならば、全項目について御説明すべきでございますが、主な事業についてのみ、連番、担当課、予算科目、事業名、予算額、説明欄の順に読み上げて説明にかえさせていただきます。

それでは1ページをごらんください。連番1、企画商工課、文書広報費のホームページ更新委託料3,500千円は、デザインなどの全面的な見直しにより豊富な情報量、常に新しい情報の登載などにより、使い勝手のよいホームページとしてリニューアルするための委託料でございます。

連番5、町民福祉課、戸籍住民基本台帳費の旅券発給事務881千円は、佐賀県から市町への権限委譲に伴い、県が実施していた旅券発給を町が窓口となり実施するものでございます。

連番6、連番7、連番8は、4月実施予定の知事、県議会議員選挙と7月実施予定の町議会議員選挙、同じく7月実施予定の参議院議員選挙に係る費用でございます。予算額としましては、知事・県議選が4,278千円、町議会議員選挙が6,167千円、参議院議員選挙が6,913千円となっております。

2ページをごらんください。連番10、町民福祉課、老人福祉総務費の介護保険事業

147,692千円は、介護保険事業の広域圏への運営費負担及び事務費等でございます。

連番11、町民福祉課、老人福祉総務費の老人ホーム入所措置費40,793千円は、養護老人ホーム5カ所、20人分の措置費用でございます。

連番13、町民福祉課、心身障害者福祉総務費の重度心身障害者医療費助成23,000千円は、重度身障者270人、療育手帳Aの所持者37人に対する医療費の助成費用でございます。

連番14、町民福祉課、心身障害者福祉総務費の居宅生活支援費13,618千円は、身体障害者、知的障害者及び児童に対する居宅生活支援費などでございます。

連番15、町民福祉課、心身障害者福祉総務費の施設訓練等支援費121,794千円は、身体障害者及び知的障害者の施設訓練等の支援費に係る費用でございます。

連番16、町民福祉課、総合福祉保健センター管理費の総合福祉保健センター指定管理委託料28,719千円は、平成19年度から太良町社会福祉協議会を指定管理者として施設の管理、運営を委託するための予算を計上いたしております。

3ページをごらんください。連番17、町民福祉課、地域支援事業費の地域支援事業29,830千円は、介護保険法の改正により平成18年度から実施しているもので、従来の在宅福祉と老人保健事業の一部を包括し、介護予防を実施するものであります。

連番18、町民福祉課、児童福祉総務費の放課後児童健全育成事業8,539千円は、昼間、保護者のいない家庭の児童の育成指導のため、放課後に必要な遊びや生活の場を提供すること等を目的としたもので、指導員賃金などを計上いたしております。

連番20、町民福祉課、児童福祉総務費の子育て相互支援事業委託料1,939千円は、核家族化や女性の就労等により保育の形態が多様化、個別化し、既存の保育サービスでは対応できない保育ニーズに対応し、安心して子供を生み育てることができる環境づくりを推進するための費用でございます。

連番22、町民福祉課、児童福祉総務費の乳幼児医療費助成19,980千円は、これまでのゼロ歳児から3歳未満児までの乳幼児に加え、平成19年度から就学前の児童まで対象者を広げ、町単独事業での入院、通院、食事療養費の医療費を助成するものであります。

4ページをごらんください。連番23、町民福祉課、児童措置費の保育所運営委託料280,568千円は、町内3保育園と七浦、鹿島ほかの保育園の措置費用でございます。

連番24、町民福祉課、児童措置費の児童手当措置費103,220千円は、児童手当の費用でございます。手当額は平成19年度4月分から3歳未満はすべて月額10千円、3歳から小学校6年生までの第1子と第2子は月額5千円、第3子以降は月額10千円となっております。

5ページをごらんください。連番26、健康増進課、保健衛生総務費の母子保健事業3,568千円は、妊婦及び乳幼児の各種健診事業と親子禁煙教室などの費用でございます。

6ページをごらんください。連番30、健康増進課、予防費の老人保健事業50,191千円は、従来から実施しております老人保健法に基づく各種健診と健康教育、健康相談、訪問指導事

業等に係る費用でございます。

7ページをごらんください。連番31、健康増進課、予防費の予防接種事業12,508千円は、予防接種法による接種費用でございます。

連番33、環境水道課、環境衛生費の火葬場指定管理委託料8,400千円は、平成19年度から太良クリーンセンターを指定管理者として施設の管理、運営を委託するための予算を計上いたしております。

連番34、環境水道課、環境衛生費の地域環境整備事業820千円は、地区内側溝等の整備に係る経費として工事請負費340千円と原材料費480千円を計上いたしております。

8ページをごらんください。連番35、環境水道課、環境衛生費の家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金8,064千円は、5人槽3基分、7人槽17基分の整備に対する補助金を計上いたしております。

連番36、環境水道課、塵芥処理費のごみ収集運搬処分業務委託料51,450千円は、可燃物や不燃物等の収集や運搬などに係る経費を予算計上いたしております。

連番38、農林水産課、農業振興費の中山間地域等直接支払交付金77,720千円は、平成17年度から平成21年度までの5カ年事業で中山間地域における条件不利地域へ支援を行い、農業生産を維持し、農地の多面的機能を確保するもので、対象地としましては田の194ヘクタール、畑の632ヘクタールとなっております。

連番39、農林水産課、特産地づくり推進費の魅力あるさが園芸農業確立対策事業費補助金6,748千円は、人と環境に優しい園芸農業拡大対策事業として取り組むものであります。

連番42、土地改良課、農地費のふるさと農道緊急整備事業11,500千円は、蓮十・喰場地区の農道整備事業に係る予算で、平成18年度と19年度の2カ年度で整備するものであります。

9ページをごらんください。連番44、土地改良課、農地費の県営広域営農団地農道整備事業費負担金、多良岳4期地区でございますが、89,250千円は平成19年度の県営事業費892,500千円に対する町の負担金を計上いたしております。

連番45、農林水産課、林業振興費の民有林林業振興事業等補助金3,287千円は、林業振興に対する補助金1,243千円、担い手育成確保対策事業に対する補助金2,043千円でございます。

連番47、農林水産課、林業振興費の森林整備担い手育成基金助成事業費補助金9,166千円は、林業の担い手育成のための補助金でございます。

連番48、農林水産課、林業振興費の森林整備地域活動支援交付金12,500千円は、森林の持つ多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等の計画的な森林施業を支援するために交付するものであります。

10ページをごらんください。連番50、農林水産課、水産総務費の沿岸漁業振興特別対策事業費補助金1,454千円は、大浦漁協が導入するカキの紫外線滅菌機購入費に対する補助金であります。

連番51、農林水産課、水産総務費の太良町カキ養殖振興事業費補助金5,000千円は、大浦漁協が実施する養殖いかだ作製事業に対する町単独補助金でございます。

連番52、建設課、漁港建設費の広域漁港整備事業道越漁港159,235千円は、道越地区の2号防波堤50メートルに係る事業費であります。

連番53、建設課、海岸保全施設整備事業費の糸岐漁港高潮対策事業37,215千円は、護岸工215メートルの事業費を予算計上いたしております。

連番55、企画商工課、商工総務費の廃止路線代替バス運行費補助金3,993千円と、次のページをごらんください。次のページの一番上、連番56、生活交道路線バス運行費補助金3,943千円は、それぞれ住民生活の足として利用されている路線バスの運行経費に対する補助金を計上いたしております。

同じく11ページでございます。連番58、企画商工課、観光費の観光情報広告料2,400千円は、旅の情報誌などへの広告料を計上いたしております。

連番60、企画商工課、観光費の納涼夏まつり補助金2,625千円は、太良町の納涼夏まつり運営協議会に対する補助金を計上いたしております。

連番61、企画商工課、道の駅整備事業費の情報配信システム整備委託料2,457千円は、道の駅「太良」情報センター設置に伴い、情報発信機能を高めるため機器等の整備に要する予算を計上いたしております。

12ページをごらんください。連番64、建設課、道路新設改良費の辺地対策事業32,000千円は、町道大野線の橋梁改築工事費等を計上いたしております。

連番65、建設課、道路新設改良費の道整備交付金事業62,212千円は、広域農道とのアクセス道路整備事業として予算計上するもので、町道4路線の整備事業費であります。

連番66、建設課、道路新設改良費の町道新設改良事業17,600千円は、主要な町道の新設改良工事費等を計上いたしております。

連番70、総務課、非常備消防費の消防団服等の購入2,438千円は、全団員用のアポロ帽子や新入団員の訓練服などの購入費用であります。

13ページをごらんください。連番71と連番73ですが、教育委員会で小学校費及び中学校費の学校管理費、アシスタントティーチャー配置事業費の各3,525千円は、英語活動、学力向上、生徒指導の充実を図るため、各学校に1名を配置する経費として予算計上いたしております。

連番72と連番74、教育委員会で小学校費及び中学校費の学校管理費、学校施設耐震診断委託料の各6,000千円は、小・中学校の校舎等の耐震診断を昨年度から実施しておりますが、平成19年度分として小学校2棟、中学校2棟、計4棟分の予算を計上いたしております。

連番75、教育委員会、中学校の学校建設費の大浦中学校屋内運動場増改築等事業285,800千円は、解体工事費を含む大浦中学校体育館の増改築等の事業費であります。

連番77、中央公民館、保健体育総務費の高校総体鹿島市太良町実行委員会負担金11,833千円は、ことしの夏に開催される高校総体男子ソフトボール競技の大会運営費やその準備を行うための実行委員会事務局運営費として負担するものであります。

連番78、中央公民館、体育施設整備費の体育施設整備事業12,100千円は、B & G運動広場のバックネット改修や防球フェンス新設のための事業費であります。

以上で予算資料2による一般会計主要事業についての説明は終わらせていただきます。

再度予算資料1をごらんください。予算資料1の3ページをお願いします。

ただいま申し上げました各事業における財源といたしましては、町税を661,593千円、地方譲与税を79,008千円、地方消費税交付金を83,251千円、地方交付税を1,791,000千円、分担金及び負担金を88,131千円、国庫支出金を349,464千円、県支出金を469,693千円、繰入金を497,302千円、町債を428,600千円、その他の収入として238,958千円、合計で4,687,000千円の予算措置をいたしております。

なお、地方交付税につきましては、平成19年度地方財政計画等をもとに現段階で見込み得る額を算定して基礎にして所要額を計上いたしております。また、分担金及び負担金は事業計画による分を見込んでおります。使用料及び手数料につきましては、平成18年度決算見込み額等を参考に予算額の計上をいたしております。国や県の支出金につきましては、各事業計画に基づき収入を見込んでおります。町債につきましては、町債計画や各事業計画に基づき計上をいたしております。

以上で平成19年度一般会計予算（案）についての説明は終わらせていただきます。

○健康増進課長（江口 司君）

次に、議案第29号 平成19年度太良町老人保健特別会計及び議案第30号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計の主要事業について御説明いたします。

主要事業一覧表の14ページをお願いします。連番79、健康増進課、医療給付費の医療給付費負担金1,540,000千円は、入院、入院外、歯科、調剤、食事療養費並びに訪問看護療養費に係る負担金であります。

次に、連番80、健康増進課、疾病予防費5,040千円、これは人間ドック検診助成費で、昨年度より150名減の150名分を計上いたしております。また、平成18年度から人間ドック検診費用の自己負担を1割から2割をお願いしているところでございます。

以上です。

○農林水産課長（高田由夫君）

次に、山林特別会計の主要事業について御説明します。

連番81番、農林水産課、経営費、防火線整備委託料1,298千円は、防火線雑草木刈り払い8,730メートルの費用でございます。

連番83番、造林事業費、流域公益保全林整備事業26,206千円は、枝打ち3.15ヘクタール、

間伐38.38ヘクタール、下刈り2.09ヘクタール、新植4.89ヘクタールの費用でございます。

連番85番、造林事業費、緑資源機構造林保育事業委託料1,969千円は、植林3.45、除伐3.45、除伐（Ⅱ）7.48ヘクタールの費用でございます。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

次に、議案第32号 平成19年度町立太良病院事業会計の主要事業について御説明します。

主要事業一覧表の15ページをごらんください。連番86は、病院車購入で居宅介護支援事業用に軽自動車1台、通所リハビリテーション事業用に軽自動車1台を購入する予定で、2,520千円を計上いたしております。

財源といたしましては、一般会計出資金1,260千円、病院留保資金1,260千円を充当いたしております。

以上でございます。

○環境水道課長（土井秀文君）

次に、太良町簡易水道特別会計の主要事業について御説明をいたします。

主要事業一覧表は15ページでございます。連番87、建設改良増設費、水道施設改良事業費10,800千円は、里地区送水ポンプ取りかえ工事、喰場地区配水管布設工事及び平野地区配水管布設工事の工事費を計上しております。

次に、太良町水道事業会計の主要事業について御説明いたします。同じく15ページでございます。

連番88、水道事業改良費、配水管及び水道施設整備事業10,000千円は、川原配水池外さく整備工事、端古賀地区配水管布設工事、片峰地区給水管切りかえ工事の工事費を計上しております。

次に、太良町漁業集落排水特別会計の主要事業について御説明いたします。同じく15ページでございます。

連番89、竹崎地区漁業集落排水施設費1,600千円は、新規加入分の新設工事費と既設管路の維持補修工事を計上しております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

以上で平成19年度当初予算（案）の概要説明が終わりました。

それでは、議案第1号から議案第27号までの提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

それでは、早速、提案理由を御説明いたします。

議案第1号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

平成18年度太良町一般会計補正予算（第5号）は、去る1月1日に逝去されました百武豊前町長の追悼式に係る経費と、2月18日執行の町長選挙及び町議会議員補欠選挙に係る経費

などについて、去る1月9日付で地方自治法第179条の規定に基づき、本会計の補正予算を専決しましたので、これを報告し議会の承認を求めるものであります。

それでは、歳出について御説明いたします。

7ページをごらんください。一般管理費の委託料3,000千円は、追悼式の運営に係る補正であります。

次のページをごらんください。町長・町議会議員選挙費6,762千円は、報酬や委託料など町長、町議会議員選挙に係る補正であります。

9ページをごらんください。河川総務費の補正は、急傾斜地崩壊防止事業に係る予算の組み替えで、工事請負費1,015千円を減額し、委託料に組み替えております。なお、補正財源としては特別交付税で対応いたしております。

今回の専決に係る補正額は9,762千円で、平成18年度太良町一般会計予算の総額は、歳入歳出とも4,703,160千円となっております。

次に、議案第2号は、地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成18年6月7日に法律第53号として公布されたことに伴い、関係条例の規定を整理するため、太良町議会委員会条例のほか九つの条例を改正するものであります。

主な内容は、議会の閉会中に常任委員会等の選任が議長限りでできるようにすること、助役の呼称が副町長へ、吏員が職員へ変更され、また、収入役が廃止され、かわりに一般職である会計管理者を置くこととされたことなどについて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第3号は、太良町副町長の定数を定める条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第161条2項の規定に基づき、副町長の定数を定めるために条例を制定するものであります。

次に、議案第4号は、太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴う条例の規定の整理及び平成17年度策定の行財政改革プランに基づき、平成18年度に引き続き特別職等の報酬金額を減額するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に伴い、扶養手当の額を3人目以降の子供などに係る支給金額を1千円引き上げ、現行の5千円から6千円に変更するため、改正を行うものであります。

次に、議案第6号は、太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、四つの条項を改正するものであります。

1点目は、地方自治法の一部改正に伴う改正であり、「吏員」を「職員」に改めるものであります。

2点目は、督促手数料の額の改正についてであります。

督促手数料は、督促事務のための経費の一部を当該納税義務者が負担するものでありますが、現在の額50円は、その経費を補てんする額としては少額であるため、100円に改正するものであります。なお、町税の督促手数料50円は、昭和51年度以降30年間改正されておられません。

3点目は、軽自動車税の身障者などの減免申請手続の改正であります。

身障者等の要件に変更がなく、同一の軽自動車等であれば、一度申請を行えば次年度以降も減免申請手続があったものとみなし、減免することができるよう手続を改正するものであります。

4点目は、学校教育活動における入湯税の課税免除規定の追加であります。

教育及び地域振興の観点から、修学旅行、学校教育における各種大会などで町内の温泉施設を利用する生徒及びその引率者に対する入湯税を免除する規定を追加するものであります。

以上4点、税条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号は、太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

18年度の地方税法等の一部改正の施行に伴い、事務次官通知「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が一部改正されたため、当該条例の一部について地方税法からの引用条項等の字句を改正するものであります。

なお、地方税法の一部改正における合計所得金額の定義の改正に伴う引用条項等の字句の改正でありますので、町民税の減免要件には直接影響はありません。

次に、議案第8号は、太良町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

一般の証明手数料から住宅用家屋の保存登記などにおける登録免許税の軽減のための証明手数料を区分し、手数料の種類に「住宅用家屋証明申請手数料」を追加するものであります。

次に、議案第9号は、太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、医療費の助成対象者について、現行の3歳未満から就学前の助成拡大を図るために改正するものであります。

次に、議案第10号は、太良町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

督促手数料の額を50円から100円に改正するものであります。

次に、議案第11号は、太良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

督促手数料の額を50円から100円に改正するものであります。

次に、議案第12号は、太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

督促手数料の額を50円から100円に改正するものであります。

次に、議案第13号は、太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

督促手数料の額を50円から100円に改正するものであります。

次に、議案第14号は、太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴う条例の規定の整理及び平成17年度策定の行財政改革プランに基づき、平成18年度に引き続き消防団員の報酬を減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号は、太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてであります。

本案は、農林漁業の振興と経営安定に資することを目的として、平成19年度につきましてもかんきつ経営資金、畜産経営資金及びノリ養殖資金を事業として指定し、融資限度額を40,000千円とすることを提案するものであります。

次に、議案第16号は、辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

町道大野線につきまして、今回、平成19年度から平成23年度までの5カ年計画で辺地対策事業を適用し、整備を図っていききたいと存じます。

この事業に対し、辺地債を充当したいので、辺地に係る公共施設整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号は、杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止についてであります。

本案は、障害者自立支援法第15条の規定に基づく市町村審査会を杵藤地区広域市町村圏組合において共同処理するため、地方自治法第252条の7第1項の規定により、昨年7月に設置した杵藤地区障害者自立支援審査会を廃止するためであります。

次に、議案第18号は、佐賀県西部広域環境組合の設置についてであります。

本案は、佐賀県ごみ処理広域化計画に基づき、太良町初め伊万里市、武雄市、有田町、大町町、江北町、白石町（31ページで訂正）の4市5町による一般廃棄物の広域処理を行うための一部事務組合として、佐賀県西部広域環境組合を新たに設置したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号は、杵藤地区広域市町村圏組合同規約の変更についてであります。

本案は、議案第17号で説明しましたとおり、障害者自立支援審査会の事務を平成19年4月から杵藤地区広域市町村圏組合で行うこととなりましたので、共同処理する事務に審査会を

追加するもの、及び地方自治法の一部改正に伴い組合規約を一部変更するものであります。

次に、議案第20号は、鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の変更についてであります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の改正に伴い、鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第21号は、平成18年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

平成18年度太良町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ107,797千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,595,363千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、歳出の主なものから説明いたします。

まず、予算書の37ページをごらんください。一般管理費の職員手当等の時間外勤務手当8,200千円の減額補正は、決算見込みにより減額いたしております。

次に、39ページをごらんください。電子計算費の電算システム改修委託料414千円は、障害者福祉サービスシステム改修委託料を計上いたしております。

次のページをごらんください。財政調整基金の基金積立金85,235千円は、今回の補正による剰余金を積み立てて、今後の財源不足に備えるための予算措置であります。

46ページをごらんください。心身障害者福祉総務費の扶助費34,986千円の減額補正は、身体障害者施設訓練等支援費や知的障害者施設訓練等支援費などの精算見込みによる補正であります。

50ページをごらんください。児童措置費の扶助費25,675千円の減額補正は、児童手当の精算見込みによるものであります。

次は、52ページをごらんください。予防費の委託料5,117千円の減額補正につきましても、老人保健法や結核予防法に基づく各種健診等の実績見込みによる不用額をそれぞれ減額いたしております。

次のページをごらんください。病院費の繰出金1,303千円の減額補正は、新病院の備品購

入費等の執行残に係る繰出金を減額いたしております。

次のページをごらんください。環境衛生費の負担金補助及び交付金の家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金354千円は、5人槽1基を追加整備するための補正であります。

次のページをごらんください。塵芥処理費の負担金補助及び交付金の佐賀県西部広域環境組合等負担金544千円は、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、太良町、有田町、大町町、江北町、白石町の4市5町で構成する一部事務組合設立準備の経費に対する負担金であります。

次に57ページをごらんください。農業振興費の負担金補助及び交付金、中山間地域等直接支払交付金1,499千円の追加補正は、対象面積の増加による補正であります。

特産地づくり推進費の負担金補助及び交付金、魅力あるさが園芸農業確立対策事業費補助金16,747千円の減額は、低コスト園地改良事業費の減による補正であります。

園芸作物被害対策事業費補助金13,487千円と次のページのかんきつ等被害対策事業費補助金7,358千円は、昨年9月の台風13号による被害対策事業費に対する補助金であります。

畜産業費の高齢者等肉牛飼育基金返納金（国庫分）1,786千円と高齢者等肉牛飼育基金繰出金2,820千円の補正は、県単独事業による高齢者等肉牛飼育事業への移行に伴う予算措置であります。

なお、その他の各款におきましても、増額及び減額補正を行っておりますが、それぞれ事業費の確定、確定見込み、入札減等による計数処理であります。

次に、歳入の主なものについて説明いたします。16ページをごらんください。

16ページから17ページまでの町民税以下、各町税では決算見込みによる補正を行っておりますが、町税全体では5,925千円の増額補正となっております。

17ページから18ページまでの利子割交付金や配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、県の確定見込み通知に基づき補正いたしております。

18ページの普通交付税につきましては、国の補正予算で税収増により地方交付税交付金が増額補正されたのに伴い、6,303千円の補正増をいたしております。

分担金及び負担金ほか、その他の費目につきましては、各事業及び事務費等の確定、または確定見込みに伴う計数整理等であります。

次に、8ページをごらんください。第2表の繰越明許費ですが、広域漁港整備事業や小中学校の校舎等の耐震診断業務に係る委託料並びに道路や漁港施設災害復旧事業に係る繰越明許費であります。

次のページをごらんください。第3表の債務負担行為の追加補正は、国の補正予算において、予算を伴わない国庫債務負担行為、いわゆるゼロ国債が制定されたことに伴い、広域漁港整備事業について、債務負担行為を設定したものであります。なお、この予算措置に伴う

平成18年度の予算額の補正はございません。

次のページをごらんください。第4表の地方債補正につきましては、災害復旧の事業費確定に伴う補正であります。

以上で一般会計補正予算につきましての提案理由説明を終わります。

次に、議案第22号は、平成18年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入について説明いたします。8ページをごらんください。

国庫負担金の療養給付費負担金45,713千円の減額は、療養給付費負担金の決算見込みに伴うものであります。

高額医療費共同事業費国庫負担金353千円の減額は、事業費の額の確定に伴うものであります。

国庫補助金の財政調整交付金153千円の減額は、町立太良病院医療機器購入費額の入札減に伴うものであります。

9ページをごらんください。県補助金の財政調整交付金9,711千円の追加は、財政調整交付金の決算見込みに伴うものであります。

共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金1,365千円の減額は、事業費の額の確定に伴うものであります。

保険財政共同安定化事業交付金2,864千円の減額は、事業費の額の確定に伴うものであります。

10ページをごらんください。一般会計繰入金4,380千円の減額は、保険基盤安定繰入金、乳幼児医療費助成事業費繰入金等の事業費の額の確定及び決算見込みに伴うものであります。

歳出は、11ページをごらんください。療養諸費の一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費等の主なものとして、国庫負担金及び県補助金等の決算見込みに伴う財源組み替えであります。

12ページをごらんください。出産育児一時金900千円の追加は、平成18年10月に出産育児一時金が350千円に変更されたことに伴うものであります。

13ページをごらんください。共同事業拠出金の共同事業医療費拠出金2,071千円の減額は、事業費の額の確定に伴うものであります。

保険財政共同安定化事業拠出金2,864千円の減額は、事業費の額の確定に伴うものであります。

保健事業費の保健衛生普及費160千円の減額は、事業費の確定に伴うものであります。

療養費550千円の減額は、はり・きゅう施術の決算見込みに伴うものであります。

14ページをごらんください。繰出金の直営診療施設勘定繰出金43千円の減額は、町立太良病院医療機器購入費額の国庫補助金の153千円の減額及び県補助金110千円の増額に伴うもの

であります。

一般会計繰出金243千円の追加は、徴収嘱託員の県補助金の増額に伴うものであります。

予備費は、本予算の調整として40,925千円の減額補正であります。

次に、議案第23号は、平成18年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正で歳出の主なものを御説明いたします。8ページをごらんください。

経営費の569千円の減額補正は、防火線整備事業費の確定による減額及び利用間伐調査予定地の生育状況が悪く、調査を見送り、不用額が生じたための減額でございます。

造林事業費の委託料1,304千円の減額補正は、町有林保育事業の枝打ち、間伐等の作業面積の減少と入札減によるものでございます。

9ページをごらんください。積立金69千円の増額補正は、基金利子の確定見込みによるものでございます。

その他の補正につきましては、財源組み替えや予備費で調整しております。

次に、歳入について主なものを御説明いたします。歳入の6ページをごらんください。

間伐材等売払収入1,476千円の増額補正は決算見込みによるもの、雑入の1,012千円の増額補正は、森林国営保険の保険金であります。

委託金の204千円の減額補正は、緑資源機構からの委託金の精算によるものでございます。

7ページをごらんください。造林事業県補助金1,968千円の減額補正は、決算見込みによるものでございます。

次に、議案第24号は、平成18年度町立太良病院事業会計補正予算（第4号）についてであります。

7ページをごらんください。医業費用の給与費43,000千円及び8ページの経費12,500千円の減額補正は、支出額の確定見込みによるものであります。減価償却費33,707千円の増額補正は、新病院の建物、器械、備品等の減価償却額確定見込みによるものであります。

9ページをごらんください。資産減耗費2,919千円と固定資産除去損3,029千円の増額補正は、額の確定見込みによるものであります。

10ページをごらんください。通所リハビリテーション事業費用の給与費5,890千円の減額補正は、支出額の確定見込みによるものであります。

減価償却費140千円の減額補正は、額の確定見込みによるものであります。

以上、総計21,038千円の減額補正は、外来収益及び補助金並びに予備費により調整をいたしております。

13ページをごらんください。資本的支出の建設改良費、固定資産購入費の3,148千円の減額補正と病院建設費39,150千円の減額補正は、支出額の確定によるものであります。

次に、議案第25号は、平成18年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてで

あります。

補正予算書6ページをごらんください。簡易水道事業基金繰入金7,000千円の減額は、決算見込みによる補正であります。

補正予算書8ページをごらんください。管理費958千円の減額は、光熱水費及び水質検査手数料等の決算見込みによる補正であります。

9ページをごらんください。建設改良増設費の1,000千円の減額は、決算見込みによる補正であります。

なお、減額補正額については予備費へ組み替えをしております。

次に、議案第26号は、平成18年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算書7ページをごらんください。原水及び浄水費600千円の減額は、水質検査手数料及び動力費の決算見込みによる補正であります。

配水及び給水費1,200千円の減額は、時間外勤務手当及び修繕費等の決算見込みによる補正であります。

なお、減額補正額については予備費へ組み替えをしております。

次に、議案第27号は、平成18年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正予算書6ページをごらんください。一般会計繰入金5,777千円の減額は、施設管理費の修繕料2,000千円の決算見込みによるものと、竹崎地区漁業集落排水施設費の竹崎浄化センター災害復旧事業費3,777千円の入札減による補正でございます。

7ページをごらんください。施設管理費2,393千円の減額は、光熱水費及び修繕料の決算見込みによる補正でございます。

竹崎地区漁業集落排水施設費4,777千円の減額は、工事請負費の排水管整備事業の決算見込みによるものと竹崎浄化センター災害復旧事業費の入札減額による補正でございます。

なお、減額補正の1,392千円については予備費へ組み替えをいたしております。

以上でございます。

議案第18号に書類の見落としがございました。議案第18号の佐賀県西部広域環境組合の設置についてで追加をお願いします。提案理由書の27ページでございます。

この「本案は、佐賀県ごみ処理広域化計画に基づき、太良町を初め伊万里市、武雄市、有田、大町」と言っていましたけれども、「伊万里市、武雄市、嬉野市、鹿島市、有田町、大町町、江北町、白石町」と、嬉野市と鹿島市が抜けておりましたので、追加方よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

以上で町長の提案理由の説明は終わりました。

ここで先ほど諸般の報告で申し上げましたように、去る2月22日の佐賀県町村議会議長会定期総会におきまして、自治功労者の表彰がありましたので、ただいまから表彰状の伝達を行います。

まず、全国町村議会議長会の表彰伝達を行います。

○議会事務局長（松本 太君）

それでは、副議長、中央へお進みください。

それでは、副議長から議長へ伝達をお願いいたします。

○副議長（岩島 好君）

表 彰 状

佐賀県太良町議会 殿

貴議会は、地方自治の本旨に沿って議会運営の向上に努め、もって住民の福祉を増進した功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成19年2月6日

全国町村議会議長会

会 長 川 股 博

おめでとうございます。

○議会事務局長（松本 太君）

続きまして、議員15年以上の表彰を行います。

受賞者は坂口議長、木下議員、山口議員、下平議員の4名です。

ただいま読み上げられました議員さん、御起立をお願いいたします。

代表いたしまして、木下議員、中央へお進みください。

○議長（坂口久信君）

表 彰 状

佐賀県太良町議会議員 木 下 繁 義 殿

あなたは多年、議会議員として地方自治の振興、発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成19年2月6日

全国町村議会議長会

会 長 川 股 博

○議会事務局長（松本 太君）

続きまして、佐賀県議会議長会の表彰伝達を行います。

議員19年以上として田崎議員、中央へお進みください。

○議長（坂口久信君）

表 彰 状

太良町議会議員 田 崎 誓 殿

あなたは地方自治の本旨に則り、長年町村議会議員の要職にあり、町村行政の振興、発展に貢献された功績はまことに大であります。よって、これを表彰いたします。

平成19年2月22日

佐賀県町村議会議長会

会 長 田 代 正 昭

○議会事務局長（松本 太君）

続きまして、議員11年以上の表彰を行います。

受賞者は、岩島副議長、末次議員、恵崎議員、田口議員、竹下議員の5名です。

ただいま呼ばれた議員さん方、御起立をお願いいたします。

代表いたしまして、田口議員、中央へお進みください。

○議長（坂口久信君）

表 彰 状

太良町議会議員 田 口 靖 殿

あなたは多年、町村議会議員として地方自治の振興、発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成19年2月22日

佐賀県町村議会議長会

会 長 田 代 正 昭

○議会事務局長（松本 太君）

以上で表彰伝達を終わります。

○議長（坂口久信君）

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時49分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 吉 田 俊 章

署名議員 恵 崎 良 司